

令和2年度★★男女共同参画協議会 講演会
(★公民館)



やさしい人権のお話 ～裁判の世界で思う男女のこと～

福岡エクレール法律事務所

弁護士(元裁判官) 春田 久美子

1 本日のお話

*自己紹介(私のプロフィール)

【別紙 ～ご挨拶～】

2 家族と法律 - 日々の暮らしの中で、どういう問題が起こっているのでしょうか? 裁判になったケースとは?

(1) 人の一生を眺めてみましょう!

(2) 裁判になった幾つかのケース - 身近にある〈憲法〉〈法律〉の問題

*親子 - ある最高裁判所の判決

* (思春期の) 子どもたち (小中高校生) - いじめ、SNS などネット、学校事故、制服など…

* 大学生 - 奨学金問題

* 社会人 - パワハラ、セクハラ・マタハラ…。過労死など〈働く〉ことにまつわる問題

* 夫婦 - 夫婦別姓問題、LGBT、離婚と子ども (ハーグ条約、親権のあり方など)

* 男女 - ある交通事故の裁判で…

* シニア世代 - 介護、認知症の急増、“終活”

(3) 私が実際に経験した事件

- ① ミニスカートで授業参観に行きたかった母親からの法律相談
- ② ある刑事事件で訴えたこと - 「赤ちゃんポスト事件」
- ③ ある殺人事件の忘れられない思い出 (刑事事件)
- ④ 被告人の母親の涙の意味は…



(4) 皆さまは、どう思いますか? 考えますか? 私が実際に経験した事件



〈法教育〉とは？

*定義；「法律の専門家ではない一般の人たちが、法（ルール）や司法制度（裁判など）について、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なもの見方、考え方を身に付けるための教育」

*法教育で育みたい力（目標と魅力）

問題の所在に気付く能力→思考力→判断力→表現力

*問題解決能力（合意形成能力）⇨コミュニケーション能力・対話力

→グローバル人材、21世紀型能力（スキル）etc

4 18歳選挙権〈主権者教育〉 - 〈立憲主義〉のホントウの意味…♥大切なことは♥…

(1) 18歳成人もスタートします！（2022年4月より）

(2) 大きく変わる、新学習指導要領！そのポイントは？

～18歳選挙権と〈主権者教育〉、高等学校で「公共（仮）」が必修科目に～

育みたい能力 副教材 p 30～31

①論理的思考力

②現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力

③現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決（合意形成・意志決定）する力

④公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度

例) 「野良ネコの餌やりって、どう思う？」

(3) 私が思う、大切なこと

→私たちの日々の暮らし・生活に、どのように関わっているかをどこまで実感をもって「自分ごと」と捉えられるか？

(4) 法教育の実践を繰り返す中で、今、懸念していること

5 まとめ&質疑応答



♪ ご静聴ありがとうございました ♪

